

玉野市公立幼保施設の民営化に伴う運営候補法人募集要項

1 趣旨

本市では、「玉野市幼保一体化等将来計画（改正版）」（令和3年3月策定）に沿った幼保一体化等を進めていますが、この度、以下の施設を対象に、幼保連携型認定こども園を運営する法人を募集します。

2 対象施設

施設名	所在地
玉野市立宇野幼稚園	岡山県玉野市宇野二丁目 14 番 16 号
玉野市立宇野保育園	岡山県玉野市宇野二丁目 23 番 2 号
玉野市立玉認定こども園	岡山県玉野市玉二丁目 1 番 7 号

3 募集内容

募集内容は以下のとおりです。

(1) 施設類型

幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項の規定による施設）

(2) 利用定員

1号認定児 15人程度 2号・3号認定児 85人程度 合計 100人程度

※保育ニーズの受け皿としての役割及び就学前児童の教育利用のニーズの受け皿としての役割を果たすことができる施設とするため、1号認定の子ども及び3号認定の子どもの定員設定を必須とし、概ね100名定員とすることを基本とします。ただし、これを基本として他の定員を提示することを妨げるものではありません。

＜参考：対象施設における令和8年4月1日時点の利用者数＞ (人)

類型	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
1号	/	/	/	2	7	3	12
2号	/	/	/	11	20	19	50
3号	1	5	9	/	/	/	15
合計	1	5	9	13	27	22	77

(3) 土地

- ・幼保連携型認定こども園を整備する土地は、以下の宇野幼稚園敷地及び近接土地とし、本市が運営法人に無償で貸与します。
- ・宇野保育園及び玉認定こども園の敷地は整備対象外とします。宇野保育園及び玉認定こども園の敷地は貸与しません。

- ・貸与期間は、契約締結日から30年間とします。なお、貸与期間は、玉野市に申し出ることで延長できます。
- ・土地の造成や工作物、地下埋設物の撤去等に費用が生ずる場合は、運営法人の負担とします。
- ・以下の土地を活用するほか、別に近隣土地を取得又は賃借して、園の敷地や駐車場等として活用することは妨げません。



建設地

所在地	玉野市宇野二丁目14番16号
地番	玉野市宇野二丁目3287番4
現況	玉野市立宇野幼稚園
土地面積	1,703 m ²
用途地域	第一種住居地域

駐車場

所在地	玉野市宇野二丁目4番
地番	玉野市宇野二丁目3284番1
現況	更地
土地面積	1,822 m ²
用途地域	商業地域

(4) 建物等

- ・貸与する敷地内にある既存の建物等の解体・撤去及び建物等の新設整備は、運営法人が行うこと。
- ・園庭は同一敷地内又は隣接する敷地に設置すること。その際、児童の活動に支障のない十分な広さを確保し、砂場及び園庭遊具を設置すること。そのほか植栽を設けるなど、充実した保育環境となるような提案をすること。
- ・通常の保育室、遊戯室とは別に、地域の子育て支援等のために多目的に使用できるスペース（保育室1室程度）を整備することとし、地域関係者等が利用を希望する際には、保育に支障のない範囲で無償で貸し出すこと。
- ・令和9年度まで宇野幼稚園を公立幼稚園として運営する予定であり、工事着手は宇野幼稚園閉園後とすること。

(5) 施設整備及び開園時期

施設整備：工事（解体・撤去を含む。）は、宇野幼稚園閉園後に運営法人が着手し、以下の開園時期までに完工すること。

開園時期：原則として令和12年4月1日

4 応募資格

応募資格を有する法人は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとします。

- (1) 令和8年4月1日時点において現に岡山県内で幼保連携型認定こども園の良好な運営実績が5年以上ある社会福祉法人又は学校法人（以下「法人」という。）で、運営を継続していること。
- (2) 以下の要件を満たす施設長予定者を決定していること
 - ・ 幼稚園教諭免許及び保育士資格を有し、幼稚園・保育所・認定こども園における勤務経験年数が10年以上で、施設長又は施設長に準じた職の経験がある専任の正規職員
- (3) 法人及び法人が現に運営している幼保連携型認定こども園について、過去3年以内の監査・実施指導等において重大な文書指摘を受けていないこと。
- (4) 本市の就学前教育・保育行政をよく理解し、事業予定者選定後に本市と法人との間で締結する契約書、協定書及び覚書等に規定する条件を遵守し、積極的に本市に協力できる法人であること。
- (5) 認定こども園法第17条第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 財政状況、損益状況及び資金状況が良好で、認定こども園の設置及び安定的な運営に必要な資力、信用・技術・意欲を有すること。
- (7) 事業を実施するために必要な経済的基盤として、応募する計画に係る以下の資金の合計を安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、当座預金等）により有していること。
 - ア) 年間運営費の12分の1以上の資金
 - イ) 施設整備事業に係る費用の総額の10%に相当する資金なお、その資金は施設整備事業費に充当すること。
- (8) 本募集要項に係る施設の設置・運営を自ら実施する法人であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等に基づく手続開始の申立がなされていないこと。
- (10) 法人及び代表者について、国税、地方税の滞納がないこと。
- (11) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者ではないこと。

5 応募条件

- (1) 令和10年4月1日以降に施設の解体・撤去に着手し、令和12年3月31日までに施設整備を完了させ、就学前教育・保育の提供ができる体制を整え、令和12年4月1日から開園すること。
- (2) 応募に関して要した費用や計画変更に伴って発生した費用は、全て運営法人の負担とすること。
- (3) 選定後の協議や地域等への説明により、提案時の開園スケジュールが変更になる場合は、速やかに本市と協議し、計画変更を行い対応すること。
- (4) 基本設計内容（提案図面等）については、基本変更を認めないが、市からの要請に対しては、選定後においても可能な範囲で柔軟に変更が可能なものとする。
- (5) 施設整備に当たっては、次の交付金及び補助金の交付を計画しているが、これらが見込みどおり得られなかった場合においても自己資金をもって設置、運営をすること。
（交付の内定が得られなかった場合や予算が成立しなかった場合は、本市は補填等を行うことができませんので、ご理解の上ご応募ください。）

名 称	補助率	対象経費
就学前教育・保育施設整備交付金	4分の3	施設整備工事費
玉野市認定子ども園等施設整備事業補助金	（上限交付基準額の4分の3）	

※ 対象経費その他詳細については、就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱によります。

※本公募は、令和10年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、事前に公募手続を行うものです。予算の執行は、予算の成立が前提ですので、今後、内容等が変更になるおそれがあることをご了承ください。

※国の交付金の募集状況によっては、スケジュール等が変更となる場合があります。

- (6) 開園時の利用定員は、認可定員と同数を設定すること。
- (7) 令和12年3月1日までに、公定価格基本単価分（※）の職員構成を整えること。
※特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和7年4月11日こ成保295・7文科初第233号）参照

開園までのスケジュール（予定）

・運営候補法人の決定	令和8年9月
・運営法人の決定	令和8年10月
・国費交付金協議	令和10年1月～2月
・国費交付金内示	令和10年4月
・実施設計着手	交付金内示後
・施設整備着手	令和10年度～令和11年度
・開園予定	令和12年4月

6 運営条件

(1) 法令順守

認定こども園法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年岡山県条例第71号）、玉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成31年玉野市条例第13号）、その他関係法令を順守し、適正な施設運営を実施するとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育を実施することとします。

また、以下（2）～（15）の内容を確実に実施すること。

(2) 開園日・基本開園時間

開園日は、月曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの期間を除く。）とします。ただし、これを超えて開園日を提示できることとします。また、基本開園時間は、午前7時00分から午後6時までの11時間とします。

(3) 延長保育

基本開園時間の後に1時間以上の延長保育を実施します。

(4) 一時預かり事業

1号認定児の基本教育時間は午前8時30分から午後1時30分までとし、基本教育時間の後及び長期休業日において、一時預かり事業を実施します。

(5) 1号認定児の選考方法

1号認定児について、定員を超える申込があった場合の選考方法は下記のとおりとし、その他の選考方法を設定する場合は、当該選考方法を下記①～③より下位の順位とすることとします。なお、選考は公平を期すため、抽選等の方法によって行います。

①持ち上がりの児童を優先すること

②宇野小学校区・玉小学校区に居住する持ち上がりの児童の姉弟を優先すること

③宇野小学校区・玉小学校区に居住する児童を優先すること

(6) 障害児保育

障害のある子どもの受入を積極的に行うこと。また、受入数に応じた保育教諭等の配置を行うこと。運営法人は、職員に対して発達障害等に関する研修会を定期的を開催する等、発達障害等に対する理解を深めることとします。

(7) 利用料金

入学金、施設整備費等の上乗せ徴収は原則として行わないこと。副食費、延長保育料等の保護者の費用負担については、公立園の料金に準じて設定すること。また、実費徴収を伴う習い事等については、法人職員、在園児保護者及び本市職員による三者協議会にて協議を行った上で実施することとします。

(8) 教育・保育の目標及び内容

宇野幼稚園で実践している教育・保育の目標及び内容を可能な限り引き継ぐこととします。また、宇野保育園及び玉認定こども園で実践している教育・保育の目標及び内容を可能な限り取り入れることとします。

(9) 行事

宇野小学校、玉小学校及び地域との交流行事等、宇野幼稚園、宇野保育園及び玉認定こども園において実施している行事は、関係者と調整の上、移管後も行うこととし、詳細については三者協議会にて決定することとします。また、クリスマスやひな祭り等、社会通念上一般的な行事をのぞき、宗教的な行事は行わないこととします。

(10) 地域子ども・子育て支援事業の実施

1時間以上の延長保育事業及び1号認定児に対する一時預かり事業以外の事業の実施については、運営法人が「玉野市子ども・若者計画」との整合性を図ったうえで、自主的に提示できるものとします。

(11) 職員等の配置

- ①職員は市内在住者の配置に努めることとします。
- ②開園までに、定員数に対して必要な職員数を確実に確保すること。また、年齢や経験を考慮したバランスのとれた職員配置に努めることとします。
- ③職員の資質向上及び人権尊重の理念に基づく教育・保育を推進するため、職員の研修参加の機会を確保するとともに、積極的な参加を促すこととします。

(12) 給食

- ①調理室を配置し、栄養士が作成する献立に基づき、全児童について自園調理による給食を提供することとします。
- ②食物アレルギーに配慮し、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づく対応を行うこととします。

③調理員は、食数に応じた職員数を配置するとともに、アレルギー食、離乳食にも対応することとします。

④調理食材等については、可能な限り地元で調達することとし、食育計画を作成し、食育を推進することとします。

(13) 特別な支援を要する児童及び保護者への対応

特別な支援を必要とする児童及びその保護者への対応に係る支援体制を整備するとともに、その受入については、市全体の入所調整等に協力することとします。

(14) 個人情報の保護

運営法人の職員又は職員だった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講ずることとします。個人情報保護の重要性を個々の職員が認識し、適切な対応を図ることとします。

(15) その他

園庭開放は、園の運営に支障のない範囲で、定期的実施することとします。

宇野幼稚園、宇野保育園及び玉認定こども園で実施している未就園児の親子対象の交流の場は、移管後も継続して実施することとします。各園で実施しているボランティア行事についても継続することとし、実施回数や方法については、三者協議会にて決定することとします。

また、各園が参加している地域の協議会等には必ず参加することとします。

7 その他条件

以下の内容を確実に実施すること。

(1) 工事説明会

整備に着手する前に、地元関係者等を対象にした工事説明会を実施し、その結果を本市に報告するとともに、地元関係者等の要望等に誠実に対応すること。工事に当たっては、宇野保育園、宇野小学校の児童の登下校時の安全確保及び学習環境の確保のため、十分な交通安全対策及び防音・防じん・振動対策を行い、近隣住民の安全に最善の注意を払うこと。

(2) 三者協議会

運営法人として決定した後、法人職員、宇野幼稚園、宇野保育園及び玉認定こども園の在園児保護者並びに本市職員による協議（三者協議会）を定期的開催し、保護者の要望等には本市と相互に協力の上で誠実に対応すること。

<三者協議会で協議して定めるもの>

園歌、制服・用品（移管前の園の継続利用を含む）、園行事、保護者会活動、通園ルール、送迎用駐車場の利用方法、習い事、その他

(3) 送迎用駐車場・駐輪場の整備と交通安全対策

3 (3) に定める土地内に、20 台以上の送迎用駐車場を舗装により整備すること。ただし、近隣土地の取得等により、整備する場合はこの限りではない。また、適切な広さの送迎用駐輪場（屋根付き）を舗装により整備すること。

通学児童、歩行者及び一般車両の安全な通行のため、玉野市と協議の上で渋滞緩和や、横断歩道やスクールゾーンの設置など交通安全対策を講じること。なお、緊急時対応用の職員の車を除き、職員の駐車場は上記3 (3) に定める土地以外で確保するよう努めること。

(4) 在園児の受入

令和9年度の宇野幼稚園の在園児の姉弟のうち、移管後の認定こども園に1号認定での入園を希望する者は、確実に受け入れること。また、令和11年度の宇野保育園及び玉認定こども園の在園児のうち、移管後の認定こども園に2号・3号認定での入園を希望する者は確実に受け入れること。

(5) 名称

運営法人は、整備施設が宇野地区と玉地区の幼稚園、保育所及び認定こども園が統合して新設されることを十分に考慮し、施設の名称は、地元関係者等と十分協議の上決定すること。

(6) 園児の健康・安全への対策及び安全な環境の確保

運営法人は、園児の健康及び安全のため、全職員が相互に連携し、組織的かつ適切な対応を行うことができる体制等を整備すること。

また、園の安全な環境確保のため、外部からの不審者等の侵入防止のための措置等不測の事態に備え必要な対応を行うこと。

(7) 保護者の理解と相互関係の構築

運営法人は、常に保護者との連携協力関係を築くとともに、保護者の相互理解が深まるような取り組みを実施すること。また、開園後1年以内に利用者アンケートを実施すること。

(8) 地域との協力関係の構築

運営法人は、地域住民との連携協力関係を築き、地域に根ざした園づくりをすること。また、育児相談等地域の子育て支援を積極的に取り組むこと。

(9) 協定書の締結

運営法人は、本市と協定書を締結した上で、その内容を確実に履行すること。

(10) その他

運営法人は、運営開始後、やむを得ない事情により運営の継続が困難な状況と判断した場合は、早急に市に連絡し、ゆとりをもった協議期間を確保すること。

7 募集の実施

(1) 募集スケジュール

令和8年6月30日	(火)	募集要項等の公表・配布
7月10日	(金)	現地見学会(予備日:7月15日)
7月17日	(金)	質問の受付期限
7月24日	(金)	質問に対する回答の公表
7月31日	(金)	応募申込書提出期限
8月7日	(金)	応募資格の確認結果通知
8月24日	(月)	提案書類受付開始
9月1日	(火)	提案書類提出期限
9月下旬		選定委員会実施・運営候補法人選定
10月中旬		運営法人決定

(2) 募集要項等の公表・配布

① 配布期間

令和8年6月30日(火)から令和8年7月31日(金)

② 配布方法

市ホームページに掲載していますので、各自でダウンロードしてください。

(3) 現地見学会

① 開催日時

令和8年7月10日(金) 15時00分から17時00分まで(予備日:7月15日)

② 開催場所

岡山県玉野市宇野二丁目14番16号(現地)

③ 見学方法

自由見学方式(説明はありません。)

事前に見学希望の連絡をお願いします。(就学前教育課:0863-32-5573)

(4) 質問の受付

① 受付期限

令和8年7月17日(金) 午後5時00分必着(期限を過ぎた質問には回答しません。)

② 質問方法

質問書(別紙1)に質問内容を記載のうえ、FAXまたは電子メールにより送信してください。なお、送信後は必ず電話で着信確認の連絡をしてください。

FAX 0863-32-1329 E-mail syuugaku@city.tamano.lg.jp

(5) 質問に対する回答の公表

① 公表日時

令和8年7月24日(金) 午後3時00分(予定)

②公表の方法

市ホームページに掲載します。

(6) 応募申込

①申込方法

玉野市公立幼保施設の民営化に伴う運営候補法人募集に係る申込書（別紙2）に次に掲げる書類を添えて、持参又は郵送にて提出してください。

	添付書類	様式
1	定款又は寄附行為その他これに類する書類の写し	
2	法人登記簿謄本 ※履歴事項全部証明書：公表日以降の日付 法人印鑑証明書 ※申込前3か月以内のもの	
3	法人の概要、役員構成・経歴及び園長予定者確認書	別紙3
4	所管庁による法人及び施設の指導監査結果及び改善報告書の写し（直近3年分）	
5	決算報告書、事業活動計算書、資金収支計算書、貸借対照表、財産目録（直近3年分。既存幼保施設の施設別収支等が分かるもの。）	
6	預貯金残高証明書、国債等の有価証券残高証明書及び借入金残高証明書（申込前直近の会計年度のもの）の写し	
7	国税及び地方税の納税証明書（法人及び代表者） （直近年度分公表日以降の日付のもの）	

②申込期限

令和8年7月31日（金）午後5時00分必着（期限を過ぎたものは受付しません。）

(7) 応募資格の確認等

①応募資格の確認、結果通知及び提案書類の提出要請

提出された応募申込書に基づき応募資格の適格を確認し、令和8年8月7日（金）までに、応募申込者に応募資格審査結果通知書を通知します。あわせて提案書類の提出を要請します。

②資格を有しないと認めた者に対する理由の説明

資格を有しないと認めた者は、その理由の説明を本市に求めることができます。

(8) 提案書類の受付

①受付期間

令和8年8月24日（月）～9月1日（火）

午前8時30分～午後5時00分（土日及び祝日を除く。）（期限を過ぎたものは受付しません。）

②受付方法

担当課窓口にて受付します。（郵送、FAX、電子メール等では受付しません。）

③提案書類等

	提出書類	様式
1	玉野市公立幼保施設の民営化に伴う運営候補法人募集に係る提案書類提出書	様式第1号
2	事業計画書	様式第2号
3	建物の平面図（各室の用途、保育年齢、定員、床面積、内法面積等の表示があるもの）、配置図	
4	部屋別面積表	様式第3号
5	法人等調書	様式第4号
6	現在運営している施設の一覧	様式第5号
7	現在運営している代表的な1施設の概要 （要覧、入園のしおり、パンフレット等）	
8	事業収支予算書（開設から2年分）	
9	施設整備資金計画書	様式第6号
10	工事費設計書（概算でよい）	

ア 様式の指定がないものは、任意の形式とします。

イ 提出部数は正本1部、副本10部とします。

ウ 用紙サイズは原則としてA4サイズとし、書類番号順に整理してください。（図面についてはA3サイズも可とします。）

エ 必要に応じて、別途書類の提出を求める場合があります。

④応募に当たっての留意事項

ア 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。

イ 受付された応募書類等の返却はしません。

ウ 受付後に応募を辞退する場合は、審査開始までに**応募辞退届（別紙4）**を提出してください。

エ 応募書類等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は運営法人の決定の公表時等に必要な場合には、応募書類等の内容を、応募者の承諾を受けたうえで、無償で使用できるものとします。

オ 応募書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方式等を使用した結果、生じた責任は原則として応募者が負うものとします。

カ 市は、応募書類等を本業務以外の目的で使用することはありません。

キ 玉野市情報公開条例（平成11年玉野市条例第24号）に基づく開示請求があった場合、本提案に関するすべての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある

ため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

ク 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。

8 運営候補法人の選定及び運営法人の決定

(1) 選定方法

玉野市立幼保施設運営候補法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会は、審議の公正性と法人情報保護の観点から、非公開とします。選定委員会の審査に基づき候補者を選定し、教育委員会が決定します。

(2) 選定の進め方

- ①書類審査及びヒアリング審査に基づき、総合的に評価する審査を行います。
- ②ヒアリング審査の出席者は3名以内とします。
- ③ヒアリング審査の内容については次のとおりとします。
 - ア プレゼンテーション（応募者による提案説明）30分
 - イ 選定委員との質疑応答15分
- ④プレゼンテーションに使用できる資料は、提案書、パワーポイント等とする。パワーポイント等を使用する場合は、スクリーンと電源コンセントは本市で用意するが、それ以外の必要な機材は参加者が用意すること。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは提出された提案書等に基づき行うものとし、当日の追加資料については認めません。
- ⑤審査は、選定基準に基づき行います。
- ⑥選定委員会は、審査の結果、選定委員の総合評価点の平均値が最も高い法人を第一候補者に選定します。ただし、第一候補者の総合評価点の平均値が基準に満たない場合は、運営候補法人の選定は行いません。

(3) 選定基準

選定基準	配点
応募の動機及び施設運営の考え方	10
幼児教育・保育の理念及び方針	5
幼児教育・保育の実施に係る具体的内容	30
施設整備計画及び資金計画の妥当性	30
幼児教育・保育の質の向上に向けた取組	15
特別な支援を要する児童及び保護者への対応	5
保護者との信頼関係の構築及び子育て家庭への支援	10
地域子ども・子育て支援事業の実施	5
法人の財政状況の安定性及び施設の運営実績	10
合計	120

(4) 決定及び結果通知

選定委員会での審査結果をもとに、教育委員会が決定します。結果は、応募法人に書面で通知するとともに、市ホームページで公表します。なお、第一候補者となった法人名は公表します。また、通知は他の応募法人の名称は伏して行うこととし、評価内容についての質問には回答しません。

(5) 留意事項

①選定された法人は、施設整備計画を策定し、地域の理解と協力が得られるように説明責任を果たすものとします。

②応募の無効、選定の取消し

以下の場合には応募の無効、選定の取消とするので注意してください。

ア 提出書類に虚偽の記載を行った場合

イ 児童福祉法、子ども・子育て支援法、建築基準法、消防法等の関係法令に違反していることが判明した場合

ウ 本募集要項に掲げる要件に違反していることが判明した場合

エ 審査に関する不正行為があった場合

オ 選定後、計画内容について、市の許可なく変更を行った場合

カ 本選定に関わる選定委員に接触があった場合

9 担当部署（提出・問合せ先）

〒706-8510 岡山県玉野市宇野一丁目 27 番 1 号

玉野市教育委員会 就学前教育課

TEL 0863-32-5573

FAX 0863-32-1329

e-mail syuugaku@city.tamano.lg.jp